

平成30年度高齢者交流サロン運営事業補助金

「高齢者交流サロンの」

運営経費の一部を助成します

高齢者の皆さんが身近で気軽に集まることのできる場所づくり

▽申請先/問い合わせ先 地域包括ケア推進室 ☎2943

市では、平成30年度高齢者交流サロン運営事業補助金の募集を行います。

地域の中で、高齢者の居場所をつくり、積極的に交流し社会参加することは、自らの介護予防になり、みんなで支え合う地域づくりにつながります。

そこで、高齢者の皆さんが身近で気軽に集まることのできる場所を確保し、住民運営の通りの場の充実を図るため、



「高齢者交流サロン」を設置し活動する団体または個人に対し、その運営経費の一部を助成します。

▽補助対象 高齢者交流サロンの取り組みを行う団体または個人

■補助対象となる事業の内容など

▽対象 市内に住所があるおむね65歳以上の高齢者  
▽開催場所 「地域の高齢者が集まりやすい場所」で、「継続して開催が可能な場所」

【例】地域公民館をはじめ、個人宅や空き店舗など  
※借用物件の使用も可能です。この場合、会場賃借料の一部を補助金の対象とすることができます。

▽活動内容 特に定めません。

【例】お茶飲み、作品づくり、体操、レクリエーション、勉強会、カラオケ、昼食会など

※自由な時間に入りし、おしゃべりをする活動も可能とします。

※無理のない内容で、定期的・継続的に開催するように心掛けてください。

※開催時には、1人以上のスタッフ（サロンの運営に携わる人で資格は不問）の従事が必要となります。



▽開催頻度 原則として、1

月当たり1回以上開催し、1回当たりの開催時間は、2時間以上とします。

ただし、高齢者交流サロン活動拠点整備費を活用した団体または個人は、週1回以上の開催とします。

※平成28年度または29年度に高齢者交流サロン活動拠点整備費の補助を受けた団体または個人については、同整備費の補助申請はできません。

※複数人で運営するなど継続して実施できる体制を確保の上、開催してください。

※運営や活動の内容を明らかにするため、開催日時、従事したスタッフ氏名、利用者の氏名、活動内容、金銭の収支状況を日誌などに記載する必要があります。

▽補助対象経費・補助金額など 6ページの表のとおり



■申請方法など

▽申請書類 市のホームページからダウンロードできるほか、地域包括ケア推進室（総合福祉センター内）に備えて付けています。また、必要な人には、様式のデータを提供しますので、メールアドレスをご連絡いただくか、USBメモリを持参してください。

▽事業の流れ  
①申請受付期間 4月2日（月）～4月12日（木）

※ただし、申請受付期間終了後に新たに事業実施を開始する場合は、予算の範囲内で申請を随時受付します。

②書類審査・交付決定通知 4月中旬

・必要に応じて、補助金の前金払いを行います。

③高齢者交流サロン活動の取り組み 交付決定通知日以降から平成31年3月まで

・必要に応じて、市が状況確認を行います。  
④実績報告（補助金額の確定） 平成31年3月まで  
実績金額が補助金額を下回った場合は、差額を返還していただきます。なお、支出の証拠となる領収書が

なければ、最終的に交付することはできませんのでご注意ください。

⑤補助金の支払い 平成31年4月

▽留意点

・他の補助金などを受けている活動は、申請することができません。

・高齢者交流サロン活動拠点整備費を利用する場合、交付申請時に、支出の根拠となる見積書の写しと、修繕などを行う箇所の写真が必要とします。

・サロンを実施予定の地区で、地区版地域助け合い協議会が設立している場合は、連携してください。

・補助金を申請する前に、申請内容について地域包括ケア推進室に確認してください。



宝くじの助成金で郷土芸能備品を整備しました

小通芸能保存会では、宝くじの助成金で小通鹿踊の装束などを整備しました。これまで、市内では48団体が助成を受けています。

■宝くじ助成とは

（一財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施し、地域公民館やコミュニティ活動の備品整備などに対して助成しています。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

▷問い合わせ先

企画調整課 ☎内線216



宝くじの助成金で整備した小通鹿踊の装束など

高齢者交流サロン運営事業補助金の補助対象経費など

事業区分	補助対象経費	補助金額	備考
(1)高齢者交流サロン活動拠点整備費 ※週1回以上の高齢者交流サロンを開催するものに限る。	高齢者交流サロンに使用する建物などの修繕料、工事費、備品購入費	1団体または1個人につき1回に限り、補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額20万円】 ※ただし、備品購入費のみの場合は、補助対象経費の10分の10に相当する額【上限額5万円】	補助年度は、初年度のみ
(2)高齢者交流サロン運営事業費	①運営費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、その他運営に必要と認められる費用）	開催1回につき、補助対象経費の10分の10に相当する額【1回の限度額1,000円】	食糧費は（お茶、お菓子、弁当など）補助対象外。ただし、調理実習などの材料代は補助対象
	②会場賃借料	補助対象経費の10分の10に相当する額【上限月額1万円】	

※(1)の高齢者交流サロン活動拠点整備費における対象経費の一例  
集まった高齢者のためになる内容とし、備品も同様に高齢者の使用を想定するものを対象とします。  
・【工事費】玄関入口の段差解消、手すりの設置、仕切りドア設置、トイレ洋式化  
・【備品】テーブル、椅子、そば打ちセット、こたつ、ポット、CDラジカセ